

# 中小企業大学校派遣事業をご利用ください

～中小企業後継者育成事業のご案内～

(公財)かがわ産業支援財団では、中小企業の若手後継者や青年経営者が、中小企業大学校が実施する各種研修コースを受講する際、研修経費の一部を助成しています。御社の後継者育成に是非当助成事業をご活用ください。

## (1) 支給額

中小企業大学校の研修を修了した者に対して、受講料、往復旅費及び大学校併設寮宿泊料の合計額の2分の1以内の額(限度額50万円)を支給します。

## (2) 対象者

香川県内に在住する中小企業(ただし、みなし大企業は除く)の若手後継者又は青年経営者です。

なお、申請にあたっては、各商工会議所、各商工会、商工会連合会若しくは中小企業団体中央会の推薦が必要です。(※他の補助金・給付金等との併用はできません)

- ①若手後継者とは…現在の中小企業に原則3年以上就業中であり、将来中小企業経営に従事する予定で、年齢がおおむね25才以上40才未満の方。
- ②青年経営者とは…現在中小企業経営に従事し、実務経験が原則3年以上で、年齢がおおむね25才以上40才未満の方。

## (3) 申込要領

○申込方法 支給申請書、研修生カード等に必要事項を記入し、最寄りの商工会議所、商工会、商工会連合会若しくは中小企業団体中央会を経由のうえ、公益財団法人かがわ産業支援財団にお申し込みください。様式は下記HPからダウンロードできます。

[www.kagawa-isf.jp/sien/hojokin/koukeisya.htm](http://www.kagawa-isf.jp/sien/hojokin/koukeisya.htm)

○申込〆切 原則として中小企業大学校研修日30日前です。

○支給決定 原則として申込先着順に支給決定し、その旨本人及び推薦者に通知します。

## (4) 支給時期

中小企業大学校の研修を修了後、報告書、修了証書の写し及び請求書の提出があり次第支給します。

## (5) その他(受講申込みについて)

中小企業大学校(原則として関西校)が行なう中小企業者向け研修の中から、受講したい講座を選択し、直接同校までお申込みください。なお、研修内容、日程等は同大学校HPをご参照ください。

[申込・問合せ先]

(公財)かがわ産業支援財団 ファンド事業推進課 後継者育成事業担当

TEL 087-868-9903/FAX 869-3710 財団HP[www.kagawa-isf.jp/](http://www.kagawa-isf.jp/)

〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2F